

# 江戸川区社会福祉協議会個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が個人情報の収集、保管及び利用する場合の基本原則を明確にし、個人情報の適正管理を期するとともに、区民の基本的人権を擁護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において「個人識別符号」とは、法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人情報」とは、社協の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、社協の職員が組織的に利用するものとして、社協が保有しているものをいう。

5 この規程において「個人情報データベース等」とは、法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。

6 この規程において個人情報について「本人」とは、法第2条第4項に規定する本人をいう。

## (責務)

第3条 社協は、個人情報を取り扱うに当たっては、区民の人格を尊重するとともに、その適正な取扱いを図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を取り扱う社協の職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 社協は、その職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 社協は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

5 社協は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定し、当該目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正な取得)

第4条 社協は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 社協は、法第20条第2項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

3 社協は、本人以外の第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に規定する確認を行い、当該確認の記録を作成し、保存するものとする。

(業務等の記録)

第5条 社協は、個人情報に係る業務を新たに開始するときは、次の各号に掲げる事項を別に定める個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 対象となる個人の範囲

(4) 保有個人情報記録の項目及び利用目的

(5) 個人情報管理事務取扱者

(6) 個人情報データベース等の名称

(7) 個人情報データベース等の利用目的

(8) 個人情報データベース等に記録される個人の範囲

(9) 個人情報データベース等に記録される保有個人情報の項目

(10) 前各号に掲げるもののほか、社協会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

2 社協は、個人情報業務登録簿を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

3 社協は、法第27条第1項の規定に基づき保有個人情報を第三者に提供したときは、法第29条に規定する事項に関する記録を作成し、保存するものとする。

(正確性の確保)

第6条 社協は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該保有個人情報を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第7条 社協は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 社協は、安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときを除き、前項の措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(委託先の監督)

第8条 社協は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、その委託契約において、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人情報の開示等)

第9条 本人は、社協に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示、訂正等（内容の訂正、追加及び削除をいう。以下同じ。）及び利用停止等（利用の停止及び消去並びに第三者への提供の停止をいう。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 前項の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を社協事務局に提出して行わなければならない。

(1) 請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

3 第1項の請求をする者は、請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(費用の負担)

第10条 この規程による保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等に係る費用は、無料とする。

2 この規程により保有個人情報の写しを受ける者は、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担するものとする。

(苦情の処理)

第11条 社協は、社協における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 前項の苦情の申出先は、原則として社協事務局とする。

(報告)

第12条 会長は、この規程に基づく個人情報の取扱いについて、必要に応じ江戸川区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

2 会長は、毎年一回この規程の運用状況について取りまとめ、区長に報告するものとする。

3 社協は、法第26条に規定する事態が生じた場合は、個人情報保護委員会に報告する。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。